
目次

通達・通知

- 「道立学校の教科書（中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科書を除く。）の採択に関する実施要綱」の施行について…………… 1
- 準教科書及び教材の選定・届出について…………… 3
- 給与における成績主義の推進についての一部改正について…………… 6

通達・通知

教高第413号
平成26年6月9日

各 教 育 局 長
各 道 立 高 等 学 校 長
北海道登別明日中等教育学校長
関係道立特別支援学校長

北海道教育委員会教育長

「道立学校の教科書（中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科書を除く。）の採択に関する実施要綱」の施行について（通達）

北海道立学校管理規則（昭和32年北海道教育委員会規則）の一部改正に伴い、別記のとおり、「道立学校の教科書（中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科書を除く。）の採択に関する実施要綱」を定めたので、今後は、この要綱に基づき、使用する教科書の選定等を適切に行ってください。

なお、『道立学校の教科書（盲学校、聾学校又は養護学校の小学部及び中学部において使用する教科書を除く。）の採択に関する実施要綱』について（平成14年6月7日付け教高第3017号北海道教育庁生涯学習部長通知）は、廃止します。

(学校教育局高校教育課普通教育指導グループ)
(学校教育局特別支援教育課学校教育指導グループ)

別記

道立学校の教科書（中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科書を除く。）の採択に関する実施要綱

(平成26年6月2日教育長決定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道立学校管理規則第23条及び第45条の規定に基づき、道立学校において使用する教科書（中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科書を除く。）の採択に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選定委員会の設置)

第2条 校長は、教科書の選定に当たっては、校内に教科書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置するものとする。

(選定委員会の組織及び会議)

第3条 選定委員会は、当該学校の副校長又は教頭及び教諭のうちから校長が命じた委員で構成するものとする。

2 選定委員会の委員長は、原則として、副校長又は教頭とする。

3 選定委員会は、校長が招集し、委員長が主宰する。

(選定委員会の推薦)

第4条 選定委員会は、別記1「教科書採択に関する基本方針」及び別記2「教科書採択に関する観点」などに基づき、学校において使用する教科書を選定し、理由を付して校長に推薦するものとする。

（選定及び教育長への報告）

第5条 校長は、選定委員会の推薦を参考に、別記1「教科書採択に関する基本方針」及び別記2「教科書採択に関する観点」などに基づき、学校において使用する教科書を選定し、教育長に選定結果を報告するものとする。

（採択）

第6条 教育長は、校長からの教科書選定結果報告を受け、別記1「教科書採択に関する基本方針」及び別記2「教科書採択に関する観点」に基づき、教科書の採択を行うものとする。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、教科書の採択に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月9日から施行する。
- 2 道立学校の教科書（盲学校、聾学校又は養護学校の小学部及び中学部において使用する教科書を除く。）の採択に関する実施要綱（平成14年6月7日教育長決定）は、廃止する。

別記1

教科書採択に関する基本方針

- 1 北海道教育委員会は、各年度に文部科学省が発行する「高等学校用教科書目録」に記載されているものの中から、種目（教科・科目）ごとに適切な教科書を採択すること。
- 2 各学校においては、各年度に文部科学省が発行する「高等学校用教科書目録」に記載されているものの中から、次の点に留意して使用する教科書を選定すること。
 - (1) 教科書の調査・研究を十分に行うこと。
 - (2) 各学校の教育目標や教育課程との整合性を図ること。
 - (3) 課程や学科の特色、生徒の実態等に十分に配慮すること。
 - (4) 教科書選定の公正確保について、万全を期すこと。
 - (5) 教科書の選定に当たって、過大な宣伝行為その他外部からの不当な影響等により問題が生じた場合には、速やかに北海道教育委員会に報告の上、北海道教育委員会と連携を図り、適切に対処すること。
 - (6) 対外的に選定の理由等を説明できるよう、教科書の選定に関する資料を整備・保存しておくこと。

別記2

教科書の採択に関する観点

- 1 内容の取扱いについて
 - (1) 地域や学校、課程や学科の特色及び生徒の実態に即しているか。
 - (2) 身近な内容が取り上げられるなど、生徒の興味・関心に配慮されているか。
 - (3) 内容相互の関連が図られているか。
 - (4) 特定の事象、事項及び分野に偏ることなく、全体として調和がとれているか。
- 2 単元の構成、配列及び分量について
 - (1) 自主的・自発的な学習ができるよう構成されているか。
 - (2) 学習が効果的に進められるよう配列されているか。
 - (3) 教育課程における単位数に照らして分量が適切であるか。
- 3 その他
 - (1) 基礎的・基本的な力を育成するために、創意工夫がされているか。
 - (2) 発展的な学習展開に対する配慮がされているか。

- (3) 図表や写真、資料等の配置、選択及び分量が適切であるか。
- (4) 写真や活字など印刷の鮮明度や見やすさに配慮されているか。

教 高 第 414 号
平成26年6月9日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様

北海道教育委員会教育長

準教科書及び教材の選定・届出について（通達）

北海道立学校管理規則（昭和32年北海道教育委員会規則第1号）第23条、第24条及び第25条の規定に基づく準教科書及び教材の選定並びに届出の手續を別記のとおり定めたので、選定等を適切に行ってください。

また、この手續を定めた関係通達等は下記のとおりですので、これらに十分配慮してください。

なお、昭和55年8月8日付教高第3072号「準教科書及び教材の採択・届出について」当職通達は、廃止します。

記

1 関係通達等

- (1) 昭和39年3月30日付39教学第107号「学校における補助教材の取り扱いなどについて」当職移達
- (2) 昭和41年3月30日付41教学第3011号「学校における補助教材の取り扱いについて」当職通知
- (3) 昭和44年11月27日付44教学第3125号「学校における補助教材の取り扱いについて」当職通達
- (4) 平成元年3月15日付教高第3026号「学校における補助教材の取扱いについて」学校教育部長通知
- (5) 平成8年1月18日付教学教第3088号「学校における補助教材の取扱いについて」生涯学習部長通知

(学校教育局高校教育課普通教育指導グループ)
(学校教育局特別支援教育課学校教育指導グループ)

別記

準教科書及び教材の選定・届出の手續

1 取扱いの原則

準教科書及び教材の選定・届出については、法令等の定めによるほか、この手續によること。

2 用語の意義

(1) 準教科書

教科書の発行されていない教科又は科目において、主たる教材として使用する教科用図書（特別支援学校の小学部及び中学部並びに中等教育学校の前期課程で使用する教科用図書を除く。）をいうこと。

(2) 教材

教科書及び準教科書以外のもので、指導計画に基づいて行う教育活動において児童・生徒に使用させる図書その他の補助教材（問題集・ワークブック、進路の手引等を含む。）をいうこと。

3 選定

- (1) 準教科書及び教材の選定に当たっては、次の点に留意すること。
 - ア 学習指導要領に準拠していること。
 - イ 教育課程に位置付けられていること。

- ウ 内容や表現が正確、適切であること。
 - エ 政治や宗教に関する取扱いが中正であること。
 - オ 分量が適当であること。
 - カ 保護者の経済的負担が過重とならないこと。
- (2) 前記各項目について調査研究させるため、校内に、担当教員で構成する「教材調査委員会」等を設けるなどの方策を講ずること。
- (3) 選定に当たっては、教育計画に基づいて前年度中に検討を行い、原則として年度の途中における選定は行わないように配慮すること。
- 4 届出
- (1) 北海道立学校管理規則第24条及び第25条の規定に基づき、校長があらかじめ教育長に届け出なければならないものは、次のとおりであること。
- ア 選定しようとする全ての準教科書
 - イ 選定しようとする教材のうち、次の各項に該当するもの
 - (ア) 学年、学級又は特定集団の児童・生徒の全員に使用させるもの
 - (イ) 学校が定める指導計画に基づき、継続して使用させるもの
- (2) 届出は次により行うこと。
- ア 届出は別記様式によること。
 - イ 届出は原則として、毎年3月末日までに、所轄の教育局長を経由して行うこと。
なお、やむを得ず年度の途中において選定しようとする場合には、使用する日の1か月前までに届け出なければならないこと。
 - ウ 準教科書及び教材を新しく選定しようとする場合において、必要により実物見本を求めることがあるので、この場合には、実物見本の2部（高校教育課長又は特別支援教育課長1部、所轄教育局長1部）を提出すること。

別記様式第 号
年 月 日

北海道教育委員会教育長 様

北海道

学校長 氏名

準教科書（教材）使用届
別紙記載の準教科書（教材）を使用したいので、届け出ます。

別紙

年度使用準教科書（教材）一覧

区分		北海道											学校	No.
		教科	科目	準教科書 (教材)名	編者名	発行所名	発行 年月日	定価	学科・学年 (類型・コース)	使用者数	使用目的	使用方法	使用期間	備考

(記入上の注意)
 1 「区分」の欄は、準教科書と教材の別を記入すること。
 2 「教科」の欄は、教科ごとに区切って、教科名を記入すること。
 3 次の各欄は、例示のように簡単に記入すること。ただし、準教科書の場合は、記入を要しない。
 (1) 「使用目的」～教科授業時参考用、夏休み補習用等
 (2) 「使用方法」～教科授業、特別活動、家庭学習等
 (3) 「使用期間」～学年全期間、1学期、夏休み期間等
 4 前年度から引き続き使用する場合は、使用開始年月日を備考欄に記入すること。

教給第164号
平成26年6月9日各 次 課 長
各 教 育 局 長
各 所 管 機 関 の 長 様
札幌市を除く各市町村教育委員会教育長
（札幌市を除く各市町村立学校長）

北海道教育委員会教育長

給与における成績主義の推進についての一部改正について（通知）

給与における成績主義の推進について（平成26年5月23日付け人委第112号）の通知が別記のとおり北海道人事委員会事務局長からあったので、通知します。

（教育職員局給与課給与制度グループ）

別記

人委第112号
平成26年5月23日北 海 道 総 務 部 長
北 海 道 教 育 庁 教 育 次 長
北 海 道 警 察 本 部 警 務 部 長
北 海 道 議 会 事 務 局 長
北 海 道 監 査 委 員 事 務 局 長
北 海 道 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 様
北 海 道 連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長
各 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 事 務 局 長
北 海 道 内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会 事 務 局 長
札 幌 市 教 育 委 員 会 学 校 教 育 部 長
北 海 道 人 事 委 員 会 事 務 局 長

北海道人事委員会事務局長

給与における成績主義の推進についての一部改正について（通知）

給与における成績主義の推進について（平成18年11月20日付け人委第430号通知）の一部が次のとおり改正されたので、平成26年5月23日以降はこれによって実施してください。

記

本文中後段を削る。

別紙の第1中「特定職員」を「職員」に改める。

別紙の第2中「特定職員に係る」を削る。

別紙の第2第1項中「勤務成績が極めて良好又は特に良好である」を「初任給等規則第35条第1項第1号ア又はイに掲げる職員のいずれかに該当する」に改め、「職員に」の次に「当該規定に定める昇給区分を」を加え、「初任給等規則第35条第4項」を「同条第4項」に、「第35条関係第7項」を「第35条関係第9項」に改め、同項第2号エ(キ)を削る。

別紙の第2第2項中「第35条関係第1項各号若しくは第2項各号」を「第35条関係第2項各号若しくは第3項各号」に改め、同項第1号中「第35条関係第1項第2号」を「第33条の2関係の規定」に改め、同項第2号及び第3号中「第35条関係第1項第4号」を「第35条関係第1項第1号」に改め、同項第4号中「第35条関係第2項第3号」を「第35条関係第3項第3号」に改め、同項第5号中「第35条関係第9項」を「第35条関係第12項」に改め、同項第6号中「第35条関係第1項ただし書及び第2項ただし書」を「第35条関係第2項ただし書及び第3項ただし書」に、「同項第4号（同項第5号）」を「同項第3号ア（同項第3号イ）」に、「特定職員」を「職員」に改める。

（給与課給与グループ）